

【資料23-1】電波障害対策協定書

協 定 書

契約担当官東北大学事務局長 長谷川 裕恭（以下「甲」という。）と株式会社 大京 東北支店支店長 長友 昭憲（以下「乙」という。）との間において、ライオンズタワー仙台広瀬の建設によって生じるテレビ放送電波障害改善対策に関し、次の条項により協定を締結するものとする。

（改善対策）

第1条 乙は、仙台市青葉区広瀬町4-8地内に建設されたライオンズタワー仙台広瀬によって生じるテレビ放送電波受信障害を被る甲所有に施設（別紙範囲）のために、VHF（1ch, 3ch, 5ch, 12ch）、UHF（32ch, 34ch）について必要な受信障害改善対策を講ずるものとする。
なお、既設アンテナの撤去は、含まないものとする。

（方法）

第2条 乙は、前条の改善対策として、共同アンテナ、ケーブル、増幅器、分岐器、保安器、引込柱等の設備（以下「本設備」という。）の設置工事及び設置機器の調整を行うものとする。
なお、工事内容について、乙は事前に甲の了承を得るものとする。
2 乙は、行政上の各許認可を確認し、既定の法規を遵守して前項の工事等を行うものとする。
3 甲は、乙が第1項の工事に必要な作業が円滑に執行できるよう協力するものとする。

（費用）

第3条 乙は、前条に基づく工事及び完了時の室内調整に要する経費を負担する。

（維持管理）

第4条 本設備の維持及び管理は、図1に示す保安器の出力端子を責任分界点として一次側は乙が、二次側は甲が各自の責任と負担で行うものとする。
2 甲は、乙が前項の義務を履行するために必要な作業が円滑に執行できるよう協力するものとする。

（工事完了後の措置）

第5条 乙が甲の為に行う受信障害改善対策は、前条におけるものを除き、本協定書に基づき行った工事をもって完了したものとする。
2 本設備への新規加入又は甲の建物の増改築等による本設備の設置位置の変更、増設もしくは撤去の必要が生じた場合は、原因者である新規加入者又は甲が自己の負担で当該対応を行うものとし、その後の維持管理についても前条第1項の維持管理区分によるものとする。
3 将来、甲の地域において本設備に代わる共同架設又は本設備の移設、地下埋設、本設備が利用している電柱、引込柱等の無柱化計画が決定した場合、乙は当該計画の実施に伴う費用を負担するものとする。

（修復工事）

第6条 第4条第1項に定める一次側部分に故障が発生した場合は、乙は速やかに対処するものとする。ただし乙又は乙が業務を委託する者が、休日、深夜等やむを得ない事情により復旧工事等が速やかに行えない場合は、甲はこれを容認するものとする。
2 復旧工事の結果、図1に示す二次側に故障原因がある場合は、復旧に係る費用は甲が負担するものとする。

（連絡先）

第7条 本設備に関し、故障発生、施設変更、新規加入工事等のため乙に連絡を要する場合の連絡先は、次のとおりとする。

連絡先 大京管理株式会社 仙台支店 TEL（022）261-7187
緊急連絡先 （上記連絡先に連絡できなかった場合）
DXアンテナ株式会社 東北支店 TEL（022）243-2141

担当：小野寺、沼田

(協定失効)

第8条 次の各号の一に該当した場合、本設備に対する乙の責任及び義務は、消滅するものとする。

- (1) 本設備が放送技術の改革、又は地上波デジタル放送により電波障害が解消された場合
- (2) 甲の建物が倒壊、又は滅失、もしくは取り壊された場合
- (3) 乙が将来、第三者のテレビ放送電波受信障害対策の適応となった場合

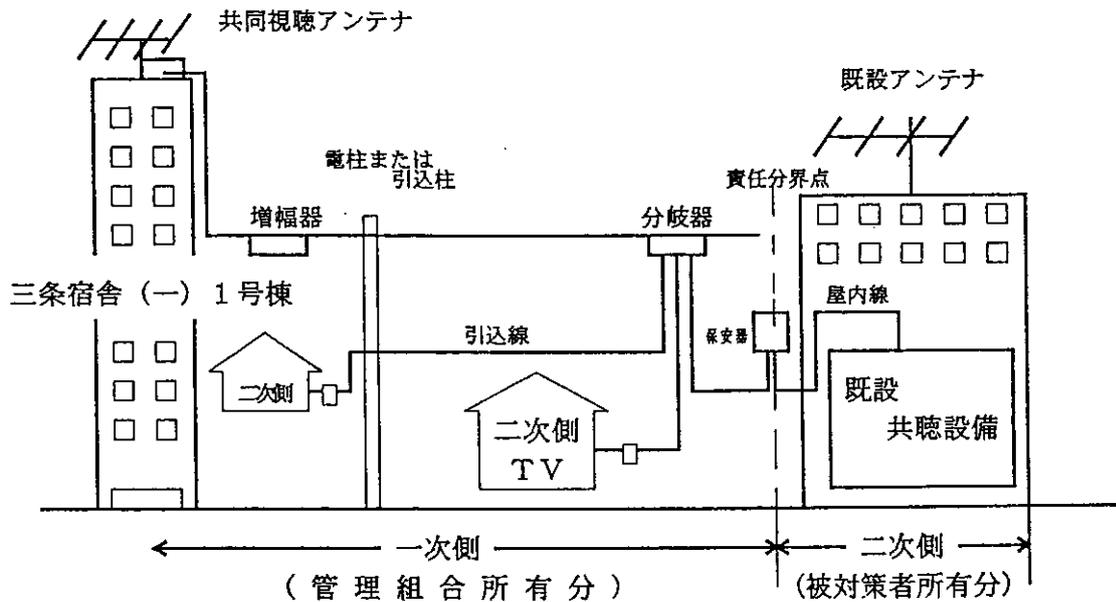
(地位継承)

第9条 本協定に定める責任及び義務は、ライオンズタワー仙台広瀬管理組合成立時に乙からライオンズタワー仙台広瀬管理組合に自動的に地位継承されるものとする。

(協議)

第10条 本協定に関する疑義、又は本協定に定めのない事項については、甲乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

図1 概略図



この協定書は、2通作成し、甲、乙が記名、捺印の上、各自1通を所持するものとする。

平成15年 7月25日

甲 仙台市青葉区片平二丁目1番1号
 契約担当官 東北大学事務局長 長谷川 裕恭

乙 仙台市青葉区一番町3丁目6番1号
 株式会社 大京 東北支店
 支店長 長友 昭憲

工事者又は折衝等代行者としての責任を負うために記名押印する。
 対策業者 仙台市太白区泉崎2丁目26番8号
 DXアンテナ株式会社 東北支店
 支店長 高橋 泉

